



デントコーン迷路（岩手町・農事組合法人一方井地区営農組合）

1 令和4年度「いわて中山間賞」の受賞団体の紹介

いわて中山間賞受賞団体

令和4年12月22日に盛岡市内で開催された「令和4年度いわて農林水産躍進大会」において、今年度の「いわて中山間賞」が、達増拓也岩手県知事（代理：菊池哲岩手県副知事）から以下の2団体に授与されました。

- いっかたい 農事組合法人一方井地区営農組合（岩手町）
- 泉沢集落協定推進組合（西和賀町）

受賞団体は、地域一体となった農地保全や地域資源を活用した地域住民との交流、高齢者支援等に取り組んでおり、地域の活性化につながっています。

各受賞団体の活動内容は、次のページ以降で紹介しています。



菊池哲岩手県副知事からの表彰状の授与
農事組合法人一方井営農組合（中央）、
泉沢集落協定推進組合（右側）の代表者

「一日市場」の紹介

躍進大会の会場では、地域農産物の加工・販売等に取り組む集落による「一日市場」が開催されました。今年度は、3団体が出店し、どぶろくやまめぶ、生姜シロップなどを販売しました。



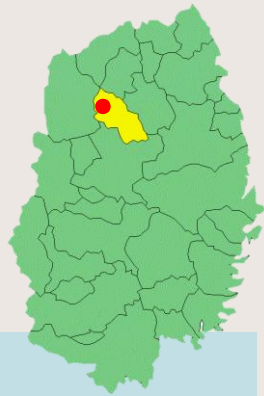
(農)宮守川上流生産組合（遠野市）
・棚田地域振興活動加算活用地区
・平成14年度いわて中山間賞受賞地区



荷軽部自治会（久慈市）
・令和2年度いわて中山間賞受賞地区



(株)上小田代（奥州市）
・令和4年度いわて中山間地域いきいき暮らし活動支援事業活用地区
・平成25年度いわて中山間賞受賞地区



<集落の概要>

農用地面積：38.2 ha（水稲、大豆、りんどう等）

集落構成人数：299人（うち中山間協定参加者0人）

<取組のポイント>

農事組合法人一方井地区営農組合は、地域の農業従事者の高齢化や労働力不足により調整水田が増加してきたことを背景に、平成19年、農地の一元管理や機械の共同利用等による効率的な営農を目指して設立されました。

土地改良区や自治振興会と連携し、住民参加型による農業用施設や農地の保全管理、景観形成活動等に取り組んでいます。

また、地元的一方井小学校の農作業体験活動に協力しているほか、組合の女性部が中心となって、収穫した作物を地域住民や子どもたちとともに加工・調理し会食するなど、食育、文化・伝統の継承に取り組んでいます。

さらに、組合が中心となって実行委員会を組織し、平成29年から一方井小学校と連携した「田んぼアート」に取り組み、農業や地域資源を活かしながら地域の活性化を実現しています。



地域の花壇整備・植栽



小学校畑作体験

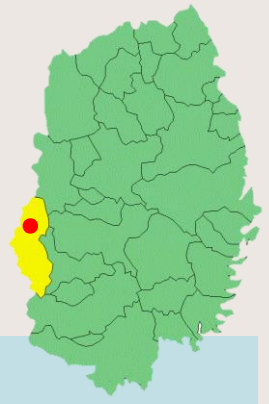


田んぼアートの田植え



田んぼアート

● 泉沢集落協定推進組合（西和賀町）



<集落の概要>

農用地面積：53.9ha（大豆、そば、水稻、牧草等）
集落構成人数：181人（うち中山間協定参加者81人）

<取組のポイント>

泉沢集落協定推進組合は、地域住民の高齢化が進行し、買い物や通院が困難な高齢者が増えてきたことから、令和2年度から中山間地域等直接支払制度の集落機能強化加算を活用し、社会福祉協議会とも連携しながら、買い物・通院支援等の取組を開始しました。

女性を含む支援スタッフ7人を配置し、月4回の独居高齢者の見回り活動や買い物・通院支援のほか、冬季には、協定参加者全員による高齢世帯の除雪支援を月に25回以上実施するなど、住民が安心して生活できる体制を整備しています。

総会では、集落機能強化加算など取組内容や現状について、スライドを使って分かりやすく説明するように工夫したことにより、協定参加者の理解を深めることができ、総会や草刈り等の共同取組活動への参加者増加にもつながりました。また、経理の明瞭化に努め、事務局への信頼を高めるなど、集落機能強化加算の活動を円滑に進めています。



支援スタッフによる見回り活動



支援スタッフ会議の様子



宅地周りの除雪作業



協定参加者による草刈り活動

2 集落機能強化加算を活用した事例紹介

令和2年度からの中山間地域等直接支払制度第5期対策で新設された**集落機能強化加算(※)**を活用し、**地域コミュニティの維持・強化**に取り組んでいる協定を紹介します。

※ 集落機能強化加算とは

集落協定において、営農ボランティアの受入や高齢者の買い物支援など、新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組に対する交付金の加算

北の星連邦（奥州市）

(1) 協定の概要

- 中山間地域等直接支払制度を活用していた2協定が合併し、令和2年度から集落機能強化加算を活用
- 協定参加者数：54名（令和4年度6月末）
- 北股地区振興会が事務局を担う

(2) 集落機能強化加算の主な活動内容

- 外部ボランティアの受け入れ
- 遊休農地を活用したお試し農園
- 地区出身者への情報誌や地場産物のお届け
- 高齢者を対象としたサロン開設、除雪支援 等



お試し農園

北の星連邦は、**奥州市北股地区**で活動しています。

北股地区の人口は、この約30年間で4割以上減少し、高齢化率は約3割上昇するなど、**急激な少子高齢化の進行による高齢者世帯の増加**が課題となっています。

奥州市北股地区センターを運営する北股地区振興会が、地域住民に、必要な対策についてアンケート調査を実施したところ、下記のとおり多様な対策が求められていることがわかりました。

- ・ **子育て環境**の充実や地区外からの**移住**などを促す**人口対策**
- ・ **安心・安全**で心地よく暮らし続けられる**生活環境づくり**
- ・ 誰もが健康で安心して齢を重ねられる**健康・福祉・介護支援**
- ・ **農地や森林などの資源を保全**し、活用する産業振興とそれを妨げる**獣害への対策**



ボランティアワークキャンプ（堰払い）の様子

そこで、北の星連邦では、北股地区振興会と連携し、令和2年度から集落機能強化加算を活用した様々な活動を開始しました。

大学生などの**外部のボランティア**を募集し、お祭りや堰払い、除雪などを行うワークキャンプを定期的で開催しており、年間**100名以上**が参加しています。

また、**農地の保全**と**栽培技術の継承**に向け、地域内外から希望者を募って**遊休農地**を活用した**お試し農園**を実施しています。

今後は、これらの取組を周辺地域にも拡大するとともに、より持続的な取組になるよう体制づくりを進めていきます。

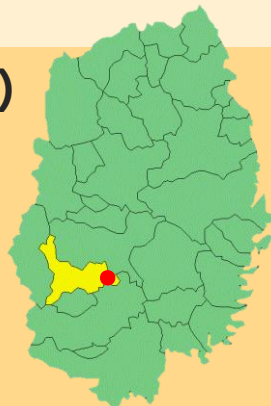
3 中山間地域等直接支払制度の協定事務の外部委託事例紹介

近年、中山間地域等直接支払制度の協定事務を担う構成員の不足や、事務負担の増加が課題となっています。今回は、協定事務を外部組織に委託している事例について紹介します。

中山間地十文字 & NPO法人くちない（北上市）

(1) 集落協定 中山間地十文字 の概要

- 平成12年から中山間地域等直接支払制度に取り組む
- 平成27年（第4期対策）から事務を委託
- 協定参加者数：79名（令和4年度6月末時点）
- 協定面積：約78ha（令和4年度）



(2) NPO法人くちない の概要

- 地域課題の解決に向け、保健福祉や社会教育など、様々な分野で活動
- 平成27年（第4期対策）から中山間地域等直接支払制度の事務を受託

集落協定「**中山間地十文字**」は、**北上市口内地区**で活動しており、**協定事務を「NPO法人くちない」に委託**しています。

平成26年度までは、昆野代表をはじめ、協定の事務担当が通常の農作業や共同活動に加えて協定参加者の会計事務等を行っていましたが、協定参加者が多いため、**事務局の負担が大きく**、将来の制度活用に不安を感じていました。

しかし、協定を廃止すれば、地域の**荒廃農地が増加する**との懸念から、思いを同じくするNPO法人くちないの今野理事長に相談しました。

NPO法人くちないでは、平成24年度から**多面的機能支払交付金の事務支援を実施**していたこと、**役員や市役所の担当者**と**すぐにコミュニケーションをとれる体制**を作っていたことから、中山間地域等直接支払制度についても比較的スムーズに**事務受託事業をスタート**できました。

現在、**会計事務**のほか、各種会議や研修会の企画調整、資料配布等の情報伝達、調査のとりまとめなど、**事務局機能全般**を支援しています。また、法人の事務所は協定参加者の**困りごとを相談**できる場にもなっており、地域の情報が集まってきます。

中山間地十文字では、事務を委託することで、**農作業等に集中**することができています。さらに、個人ではなく**組織が事務を担う**ことで、事務担当の緊急時でも会計事務がスムーズに継続できます。

NPO法人くちないでは、地域の農地・農村の維持に向け、今後も将来の協定事務に不安を抱える協定の事務の支援を考えています。



中山間地十文字 代表 昆野与志男さん（左）、NPO法人くちない 理事長 今野信男さん（右）

4 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業の紹介

令和4年度に新設された「農村型地域運営組織（農村RMO）※形成推進事業」について紹介します。

集落機能強化加算の
広域バージョン?!

※ 農村型地域運営組織（農村RMO）とは

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

具体的には、

- ✓ 複数の集落に渡る範囲（例えば、**小学校区程度のエリア**）を対象に、
- ✓ 複数集落による集落協定や、農業法人などの農業者を母体とした組織が、
- ✓ 自治会、町内会、社会福祉協議会などの**多様な地域関係者と連携して協議会を設立し**、
- ✓ 「**農用地の保全**」「**地域資源の活用**」「**生活支援**」の3つの事業に取り組む組織

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

3年間で行うビジョン（計画）づくりとその実証を支援するための事業です。

① 協議会を設立

- ・ 農業者(母体)&地域の組織
- ・ 小学校区程度のエリア



② 地域の将来ビジョンを作成

③ 将来ビジョンの実践



● 具体的な支援内容

地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、**調査、計画作成、実証等**に関する取組を支援する事業です。

- 事業期間は上限3年間です。
- 交付率は定額、上限は事業実施主体当たり**1,000万円/年度**です。

※事業内容は令和4年12月現在のものです。

発行

岩手県農林水産部農業振興課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL: 019-629-5647 (直通) FAX: 019-629-5649